



労働福祉等実態調査票

大分県商工労働部労政福祉課

この調査は大分県統計条例に基づく基幹統計調査です。
多くの事業所の状況を調査結果に反映させたいと考えておりますので、ご回答よろしく申し上げます。

なお、この調査に記入された事項については統計以外の目的に利用したり、内容を他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままに記入してください。

*この欄は記入しないでください。

| 整理番号 | 業種 | 規模 | 所属 |
|------|----|----|-------|
| 1 | 4 | 5 | 6 |
| | | | 7 8 9 |

～記入にあたってのお願い～

- この調査票は、平成21年6月30日現在の**貴事業所の状況**について記入してください。
なお、貴事業所で判断できない項目や把握できない事項は、本社等に確認のうえ回答してください。
- 回答は、**太線で囲んである部分(回答欄)**に記入(文字や数字又は該当する番号)してください。
- 提出は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて**7月17日(金)**までに投函してください。
- 調査に関するお問い合わせは、**大分県 労政福祉課**までお願いします。電話(097-506-3354)

1 事業所の現況

| | | |
|-------------|-------------|------|
| 事業所の所在地(〒) | 記 入 者 | 所属課名 |
| 事業所名 | | 氏名 |
| 事業内容又は主要製品名 | | 電話番号 |

【問 1】 貴事業所を含む同一企業の全常用労働者数の規模についてお伺いします。
(貴事業所のほか本社・支社・工場などがある場合には、その**全部の常用労働者数を合計**してください。)

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | (回答欄) |
|----------|------------|------------|--------------|------------|-------|
| 9人 以下 | 10～ 29人 | 30～ 99人 | 100～ 299人 | 300人 以上 | 10 |

【問 2】 貴事業所内で働いている方(直接雇用であるか否かは問いません)の人数についてお伺いします。

| | | 男 性 | | 女 性 | | |
|--------|-------------|----------------------------|----|-----|----|---|
| 直接雇用 | 常用労働者 | 期間を定めずに雇われている者(正社員) | 11 | 人 | 14 | 人 |
| | | 期間を定めて雇われている者(契約社員・期間従業員等) | 17 | 人 | 20 | 人 |
| | 常用労働者以外の労働者 | パートタイム労働者 | 23 | 人 | 26 | 人 |
| | | 臨時・日雇労働者 | 29 | 人 | 32 | 人 |
| 直接雇用以外 | 派遣労働者 | 35 | 人 | 38 | 人 | |
| | 業務委託等労働者 | 41 | 人 | 44 | 人 | |

- (注) 1 「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいいます。
 期間を定めずに雇われている者
 1か月を超える期間を定めて雇われている者
 役員などであっても事務職員等を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用労働者」に含めます。
- 2 「パートタイム労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいいます。
 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般労働者より短い者
- 3 「臨時・日雇労働者」とは、臨時又は日々の雇用契約で雇用されている者
- 4 「派遣労働者」とは、派遣労働契約により、派遣元会社から派遣されている者
- 5 「業務委託等労働者」とは、請負契約や業務委託契約により、別の会社から派遣されている者

【問 3】 労働組合の有無についてお伺いします。

| | | |
|---|----|-------------|
| 1 | ある | (回答欄) 47 |
| 2 | ない | |

【問 4】 就業規則はありますか。

| | | |
|---|----|-------------|
| 1 | ある | (回答欄) 48 |
| 2 | ない | |

(注) 「就業規則」とは、使用者が事業場における労働条件や服務規律等を定めるもの。(労働基準法第89条)

【問 5】

就業規則等で定められた1週間の所定労働時間
(所定外・休日労働・休憩時間を除く労働時間)
を記入してください。

| | | |
|----|----|---|
| 49 | 時間 | 分 |
|----|----|---|

(注) 1 労働時間については、労働基準法第32条で法定労働時間が定められ、週40時間となっています。
ただし、常時10人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇業、接客娯楽業、保健衛生業の各事業所については、1日8時間、週44時間となっています。
2 週によって異なる場合には、1ヶ月平均又は変形時間内の平均で算出してください。

【問 6】

最近一年間の一人当たりの総実労働時間(期間内に労働者が実際に労働した時間数)を
所定内と所定外に分けて記入してください。

(平成20年7月1日から平成21年6月30日：この期間については暦年・会計年度でも構いません。)

| | | | | | | | |
|----------|----|---|----------|----|---|-------------|----|
| 所定内実労働時間 | | + | 所定外実労働時間 | | = | 計(年間総実労働時間) | |
| 53 | 時間 | | 57 | 時間 | | 61 | 時間 |

以下の質問は、「4 パートタイム労働者」、「5 派遣労働者」、「6 正社員への登用制度」の項を除いて、**常用労働者**についてご回答ください。

2 休日休暇制度

(1) 週休制についてお伺いします。

【問 7】 週休制の形態(部門、職種等で異なる場合は、最も多い形態)について、該当する番号を選んでください。

| 形態 | 週 1日制 | 週 1日半制 | 週 休 2 日 制 | | | | その 他の 週休制 |
|----|----------|-----------|--------------|---------------|--------------|---------------|-----------------|
| | | | 完全 (4週8休) | 月3回 (4週7休) | 隔週または 月2回 | 月1回 (4週5休) | |
| 番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

| |
|-------------|
| (回答欄) 65 |
|-------------|

(注) 1 変形労働時間制・交替勤務制等を採用している事業所にあつては、平均したところの勤務形態で判断してください。
2 週休制の形態が一定でない場合は、平均的にみて判断してください。
3 「その他の週休制」とは、週休3日制など平均して週2日を超える休日制度が該当します。

(2) 連続休暇についてお伺いします。

【問 8】 次の時期に3日以上連続休暇があれば、その日数を記入してください。

| | | |
|-----------|----|---|
| 年 末 ・ 年 始 | 66 | 日 |
| ゴールデンウィーク | 68 | 日 |
| 夏 季 | 70 | 日 |

(注) ここでいう休暇とは、週休日、国民の休日、会社の特別休日のことです。

(3) 年次有給休暇についてお伺いします。

【問 9】

最近一年間の一人あたりの年次有給休暇の付与及び取得状況について記入してください。
(平成20年7月1日から平成21年6月30日：期間については暦年・会計年度でも構いません。)

| | | |
|--------------------|----|---|
| 1年間に付与された年次有給休暇の日数 | 72 | 日 |
| 1年間に取得した年次有給休暇の日数 | 74 | 日 |

(注) 1 「付与日数」とは、1年間新たに付与された日数で、前年からの繰越日数を含みません。
2 端数については、少数点以下を四捨五入してください。

3 育 児 ・ 介 護 休 業 制 度

(1) 育児休業の取得状況についてお伺いします。

【問10】 育児休業対象者の出産後の状況について、最近一年間の人数を男女別に記入してください。
(男性は配偶者が出産した労働者が対象です。期間は暦年・会計年度でも構いません。)

| | (左記の対象者の出産後の状況) | | | |
|-----|-----------------|----------|-------------|------------|
| | 育児休業対象者 | 育休を取得した者 | 育休を取得しなかった者 | 出産を機に退職した者 |
| 女 性 | 76 | 79 | 82 | 85 |
| 男 性 | 88 | 91 | 94 | 97 |

【問11】 育児休業取得者の人数について、男女別・利用期間別に記入してください。
(利用中の者については、予定の利用期間で構いません。)

| | 6か月未満 | 6か月以上1年未満 | 1年以上1年半未満 | 1年半以上2年未満 | 2年以上3年未満 | 3年以上 |
|-----|-------|-----------|-----------|-----------|----------|------|
| 女 性 | 100 | 103 | 106 | 109 | 112 | 115 |
| 男 性 | 118 | 121 | 124 | 127 | 130 | 133 |

(2) 育児休業の制度についてお伺いします。

(注) 「育児休業制度」とは、育児・介護休業法により1歳未満の子を有する労働者が申し出た場合、職場での地位や身分を失うことなく一定期間休業し、育児に専念した後、事業主が復職を認める制度です。

【問12】 育児休業制度に関する規定を設けていますか。

たとえ、会社に育児休業制度の規定がなくても、法律を根拠に労働者が取得できる権利です。

労働基準法で定められている産前産後休業、育児時間とは異なります。

| | | |
|---|------------------|--------------|
| 1 | 設けている | (回答欄) 136 |
| 2 | 設けていないが、今後整備する予定 | |
| 3 | 設けていないが、今後も整備しない | |

(回答「2、3」の時 【問17】へ)

「育児休業制度に関する規定を設けている」と回答した事業所にお伺いします。

【問13】 利用できる期間はいつまでですか。

【問14】 休業期間中に育児休業給付金以外に賃金を支給していますか。

| | | |
|---|-------------------|--------------|
| 1 | 子が満1歳に達するまで | (回答欄) 137 |
| 2 | 産休終了後一年間 | |
| 3 | 子が満1歳6か月に達するまで | |
| 4 | 子が満3歳に達するまで | |
| 5 | その他〔 〕 | |

| | | |
|---|-----------------------|--------------|
| 1 | 支給していない | (回答欄) 138 |
| 2 | 休業前の賃金の30%以下を支給 | |
| 3 | 休業前の賃金の30%を超え60%以下を支給 | |
| 4 | 休業前の賃金の60%を超え80%以下を支給 | |
| 5 | 休業前の賃金の全額を支給 | |

(注) 「育児休業給付金」とは、育児休業期間中に支給される「育児休業基本給付金」=(休業前の賃金の30%)と、育児休業が終了して6か月経過した時点で支給される「育児休業者職場復帰給付金」=(休業前の賃金の20%)があります。

【問15】 育児休業取得者の代替要員を採用していますか。

【問16】 育児休業取得者が円滑に職場復帰できるよう、説明会や情報提供等を実施していますか。

| | | |
|---|---------|--------------|
| 1 | 採用している | (回答欄) 139 |
| 2 | 採用していない | |

| | | |
|---|---------|--------------|
| 1 | 実施している | (回答欄) 140 |
| 2 | 実施していない | |

(3) 介護休業制度についてお伺いします。

【問17】 介護休業制度に関する規定を設けていますか。

(注) 「介護休業制度」とは、介護を必要とする配偶者、父母、子等を有する労働者の申し出により、その労働者が介護を行うため一定期間休業することを認める制度です。

| | | |
|---|--------|--------------|
| 1 | 設けている | (回答欄) 141 |
| 2 | 設けていない | |

(回答「2」のとき 【問21】へ)

会社に介護休業の制度がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことができます。会社は制度がないことや、事業の繁忙などを理由に休業申出を拒むことはできません。

「介護休業制度に関する規定を設けている」と回答した事業所にお伺いします。

【問18】 利用できる期間はいつまでですか。

【問19】 最近1年間にこの制度の利用がありましたか。(利用中を含む。)

| | | |
|---|---------|--------------|
| 1 | 3か月まで | (回答欄) 142 |
| 2 | 3か月を超える | |

| | | |
|---|------|--------------|
| 1 | あった | (回答欄) 143 |
| 2 | なかった | |

(回答「2」のとき 【問21】へ)

「介護休業制度の利用があった」と回答した事業所にお伺いします。

【問20】 その人数は何人ですか(男女別に記入。)

| | | |
|----|-----|---|
| 女性 | 144 | 人 |
| 男性 | 147 | 人 |

(4) 仕事と育児・介護に関する両立支援についてお伺いします。

(注) 3歳未満の子を養育し、又は要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者について、事業主は、勤務時間の短縮等の措置を講じなければなりません。

【問21】 育児を支援するための制度等がありますか。

【問22】 介護を支援するための制度等がありますか。

| | | |
|---|----|--------------|
| 1 | ある | (回答欄) 150 |
| 2 | ない | |

| | | |
|---|----|--------------|
| 1 | ある | (回答欄) 151 |
| 2 | ない | |

「育児・介護を支援する制度等がある」と回答した事業所にお伺いします。

【問23】

育児の支援制度等としてどのようなものがありますか。

| | | ある | ない | |
|---|-----------------|----|----|-----|
| 1 | 短時間勤務制度 | 1 | 2 | 152 |
| 2 | フレックスタイム制 | 1 | 2 | 153 |
| 3 | 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ | 1 | 2 | 154 |
| 4 | 所定外労働をさせない | 1 | 2 | 155 |
| 5 | 託児所施設の設置運営 | 1 | 2 | 156 |
| 6 | 育児に要する経費の援助 | 1 | 2 | 157 |
| 7 | その他 () | 1 | 2 | 158 |

【問24】

介護の支援制度等としてどのようなものがありますか。

| | | ある | ない | |
|---|-----------------|----|----|-----|
| 1 | 短時間勤務制度 | 1 | 2 | 159 |
| 2 | フレックスタイム制 | 1 | 2 | 160 |
| 3 | 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ | 1 | 2 | 161 |
| 4 | 介護サービスの費用の助成 | 1 | 2 | 162 |
| 5 | その他 () | 1 | 2 | 163 |

(注) 「その他」については、選択肢以外で育児・介護に関する支援制度等を設けている場合に「1 ある」を選択してください。
「1 ある」を選択した事業所は()内にその制度等の概要を記入してください。

(5) 再雇用特別措置制度についてお伺いします。

【問25】 再雇用特別措置制度がありますか。

(注) 「再雇用特別措置制度」とは、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した男女に対して、退職の際に将来再び雇用されることを希望する旨の申し出があった場合には、募集又は採用に当たって特別の配慮をする制度をいいます。

| | | |
|---|----|--------------|
| 1 | ある | (回答欄) 164 |
| 2 | ない | |

(回答「2」の時 【問28】へ)

「再雇用特別措置制度がある」と回答した事業所にお伺いします。

【問26】 再雇用する期間の上限を定めていますか。(例 退職して5年以内に就職を希望すれば再雇用する)

【問27】 最近1年間にこの制度の利用がありましたか。(利用中を含む。)

| | | |
|---|--------|--------------|
| 1 | 設けている | (回答欄) 165 |
| 2 | 設けていない | |

| | | |
|---|------|--------------|
| 1 | あった | (回答欄) 166 |
| 2 | なかった | |

4 パートタイム労働者

パートタイム労働者についてお伺いします。
 (「問2」でパートタイム労働者数を計上した事業者は、記入漏れのないようにお願いします。)
 貴事業所にパートタイム労働者がいない場合は「5 派遣労働者」【問39】にお進みください。

【問28】

パートタイム労働者(アルバイトは除く)の、直近の時間給を、職種別に記入してください。
 該当する者が複数の場合は平均額を記入してください。

| 職 種 | 対象人員 | 金額(時間給) |
|------------|-------|-----------|
| 一般事務従事者 | 167 人 | 170 百 十 円 |
| サービス・販売従事者 | 174 | 177 |
| 生産工程従事者 | 181 | 184 |
| 労務・作業従事者 | 188 | 191 |
| 技術専門職従事者 | 195 | 198 |

(注) 大分県における最低賃金は、平成20年10月29日から時間額630円です。
 ただし、産業別最低賃金対象産業については、別途最低賃金が適用になります。

一般事務..... 経理・一般事務等のほか、コンピュータ従事者、集金人等を含む。
 サービス・販売..... 接客従事者、理・美容師等、各種サービス従事者、化粧品、保険等のセールスをはじめとする販売員。
 生産工程..... 生産・建設現場従事者(労務作業者を除く。)及び運搬作業に従事する者。
 労務・作業..... 建物の清掃員及び作業所の資材整理や雑役等の簡単な作業に従事する者。
 技術専門..... 危険物取扱者、看護師等の専門的業務従事者。

【問29】 パートタイム労働者を雇用している主な理由を2つまで選んでください。

| | |
|------------------|----------------------------|
| 1 雇用調整が容易なため | 5 一般労働者の採用が困難であるため |
| 2 簡単な仕事内容であるため | 6 出産退職、定年退職した一般労働者を再雇用するため |
| 3 人件費、経費負担が割安なため | 7 一般労働者の労働時間短縮 |
| 4 繁忙期(季節、時間帯)対応 | |

(回答欄)

| | |
|-----|-----|
| 202 | 203 |
|-----|-----|

【問30】 パートタイム労働者に対して労働条件をどのように明示していますか。

| | |
|------------|------------|
| 1 雇入通知書の交付 | 4 口頭での説明のみ |
| 2 就業規則の交付 | 5 特に明示しない |
| 3 労働契約書の交付 | |

(回答欄)

| |
|-----|
| 204 |
|-----|

【問3 1】パートタイム労働者の就業規則はどのようになっていますか。

| | | | |
|---|-----------------|---|---------------------------|
| 1 | パートの就業規則を作成している | 3 | 一般の就業規則にパートの定めを追加して適用している |
| 2 | 一般の就業規則を準用している | 4 | パートに適用する就業規則はない |

(回答欄)

205

【問3 2】パートタイム労働者を雇用の際、雇用期間の定めがありますか。

| | |
|---|-----------------|
| 1 | 全員一律に定められている |
| 2 | 各人（就業形態等）により異なる |
| 3 | 定めはない |

(回答欄)

206

(回答「2」、「3」のとき 【問3 4】へ)

「全員一律に定められている」と回答した事業所にお伺いします。

【問3 3】雇用期間はどのようになっていますか（契約更新の場合は通算期間としない。）。

| | |
|---|-------------|
| 1 | 2か月以内 |
| 2 | 2か月を超え6か月以内 |
| 3 | 6か月を超え1年以内 |
| 4 | 1年を超える期間 |

(回答欄)

207

【問3 4】パートタイム労働者の1日の所定労働時間についてお伺いします。
該当する区分の欄にその該当者数を記入してください。

| 3時間未満 | 3時間以上 5時間未満 | 5時間以上 7時間未満 | 7時間以上 8時間未満 | 8時間以上 | 合計 |
|-------|----------------|----------------|----------------|-------|-----|
| 208 | 212 | 216 | 220 | 224 | 228 |

【問3 5】パートタイム労働者の1週間の勤務日数についてお伺いします。
該当する区分の欄にその該当者数を記入してください。

| 2日以内 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | その他 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 232 | 236 | 240 | 244 | 248 | 252 | 256 |

(注) 「その他」の例としては、月の特定日や特定週に勤務する場合などがあります。

【問36】 パートタイム労働者に次の制度や諸条件の適用がありますか。

| | | ある | ない | |
|---|------------------------------|----|----|-----|
| a | 加入可能な(企業内)労働組合 | 1 | 2 | 260 |
| b | 年次有給休暇制度 (6か月を超える継続勤務の場合) | 1 | 2 | 261 |
| c | 通勤手当 | 1 | 2 | 262 |
| d | 定期昇給制度 | 1 | 2 | 263 |
| e | 賞 与 | 1 | 2 | 264 |
| f | 退職金制度 | 1 | 2 | 265 |
| g | 健康保険・厚生年金保険 | 1 | 2 | 266 |
| h | 雇用保険 | 1 | 2 | 267 |
| i | 労災保険 | 1 | 2 | 268 |

| | | ある | ない | |
|---|-----------|----|----|-----|
| j | 産前産後休暇制度 | 1 | 2 | 269 |
| k | 育児休業制度 | 1 | 2 | 270 |
| l | 育児時間制度 | 1 | 2 | 271 |
| m | 生理休暇制度 | 1 | 2 | 272 |
| n | 介護休業制度 | 1 | 2 | 273 |
| o | 採用時の健康診断 | 1 | 2 | 274 |
| p | 定期健康診断 | 1 | 2 | 275 |
| q | 福利厚生施設の利用 | 1 | 2 | 276 |

【問37】 パートタイム労働者の主な仕事内容は何ですか。

| | |
|---|-------------------|
| 1 | 一般労働者と同じ仕事 |
| 2 | パートタイム労働者が主体の単純労働 |
| 3 | 一般労働者の補助的な仕事 |
| 4 | 専門的な知識、技能を要する仕事 |
| 5 | その他 |

(回答欄)

277

【問38】 パートタイム労働者の処遇についてお伺いします。

パートタイム労働法の改正(平成20年4月1日施行)に伴い、以下の質問項目については「努力義務化」されています。

| | 法改正以前から実施済 | 法改正に伴い実施(予定を含む) | 実施予定なし | |
|--|------------|-----------------|--------|--------------|
| パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、経験などを勘案して賃金を決定 | 1 | 2 | 3 | (回答欄) 278 |
| 通常の労働者と比較して、パートタイム労働者の職務の内容と一定期間の人材活用の仕組みや運用などが同じ場合、その期間について、賃金を通常の労働者と同じ方法で決定 | 1 | 2 | 3 | 279 |
| キャリアアップのための訓練などについて、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力及び経験などに応じ実施 | 1 | 2 | 3 | 280 |

5 派遣労働者

「問2」で派遣労働者数を計上した事業者は、記入漏れのないようにお願いします。
派遣労働者がいない事業所で、雇用期間に定めがある労働者(正社員以外の労働者)を雇用している場合は、「6 正社員への登用制度」[問42]にお進みください。
上記、のどちらにも該当しない事業所については、調査終了です。

【問39】

派遣労働者の、直近の時間給を、職種別に記入してください。
該当する者が複数の場合は平均額を記入してください。

| 職 種 | 対象人員 | 金額(時間給) |
|------------|-------|---------|
| 一般事務従事者 | 281 人 | 284 円 |
| サービス・販売従事者 | 288 | 291 |
| 生産工程従事者 | 295 | 298 |
| 労務・作業従事者 | 302 | 305 |
| 技術専門職従事者 | 309 | 312 |

【問40】

派遣労働者を雇用している主な理由について
2つまで選んでください。

| |
|----------------------|
| 1 雇用調整が容易なため |
| 2 簡単な仕事内容であるため |
| 3 人件費、経費負担が割安なため |
| 4 繁忙期のみ雇用できるため |
| 5 一般労働者の採用が困難であるため |
| 6 資格、技能を持った人が必要であるため |

(回答欄)
316 317

【問41】

今後の派遣労働者の受け入れ予定について
お伺いします。

| |
|-------------------------|
| 1 増やしていきたい、または新規に受け入れたい |
| 2 従来どおり |
| 3 減らしていきたい |
| 4 未定 |

(回答欄)
318

6 正社員への登用制度

【問42】

正社員(期間の定めのない常用労働者)への
登用制度がありますか。

| 種 別 | 制度あり | 制度なし |
|--------------|------|------|
| 契約社員・期間従業員から | 1 | 2 |
| パートタイム労働者から | 1 | 2 |
| 派遣労働者から | 1 | 2 |

(回答欄)
319
320
321

【問43】

最近1年間にこの制度により正社員へ登用した実績
がある場合はその人数を記入してください。

| 種 別 | 人 数 |
|--------------|-------|
| 契約社員・期間従業員から | 322 人 |
| パートタイム労働者から | 325 |
| 派遣労働者から | 328 |

ご協力ありがとうございました。

恐れ入りますが、記入漏れや誤りがないか、もう一度ご確認のうえ、
同封の返信用封筒に入れて、7月17日(金)までに投函してください。